

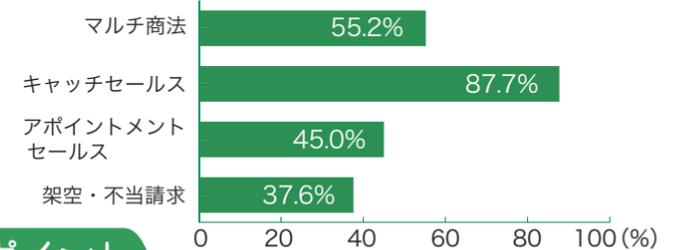
- 2面 子どもの安全を確保するための地域ネットワークについての調査報告書
- 4面 「老人保健法医療受給者証」または「国民健康保険高齢受給者証」をお持ちの方へ
- 8面 区内で活躍するNPOの事業に参加しませんか

あなたも狙われている 若者をターゲットにした 悪質商法にご注意を

新宿消費生活センターの相談室には、消費生活にかかわるさまざまな相談や苦情が寄せられています。特に、架空請求・マルチ商法等による若者の被害や、一人暮らしの高齢者をターゲットにした悪質商法被害の相談、多重債務問題などは後を絶ちません。手口は、巧妙で悪質化しており、誰もが被害者になりかねません。

平成18年度の消費生活相談件数は、3,314件(苦情2,966件、問合せ348件)で、契約当事者が29歳以下の若者の割合は27.4%を占めました。今回は、若者を狙った悪質商法の事例と、被害に遭わないためのポイントを紹介します。
【問合せ】新宿消費生活センター ☎(3365)6100 へ。

18年度消費生活相談への相談のうち29歳以下の方の被害の割合



若者をターゲットにした悪質商法の事例と被害に遭わないためのポイント

マルチ商法

「必ずもうかる」「家族や友達を誘って会員を増やせば大もうけ」などと友人から誘われます。借金をして販売組織の会員になっても、実際には商品は売れず、会員も勧誘できません。在庫商品の山と借金だけが残り、ときには家族や友人をなくすこともあります。

マルチ商法は、いずれ破たんします。自分自身が被害者になるばかりでなく、加害者となって罰せられる恐れもあります。中途解約も可能ですので新宿消費生活センターへ相談してください。



キャッチセールス

「アンケートに答えてください」「エステの無料体験はいかがですか」などと街頭で声を掛けられます。店や事務所に連れて行かれて、化粧品や美顔器など高額な商品を契約させられています。

キャッチセールスは禁止されています。見知らぬ人に簡単について行かず、しつこい勧誘はきっぱりと断りましょう。一度お店に入ってしまうと、なかなか帰してもらえません。



アポイントメントセールス

ある日突然、電話やはがきで「あなた選ばれました。プレゼントを差し上げますので、取りに来てください」などと案内が来ます。その誘いに乗って事務所等に向くと、しつこく勧誘され、欲しくもない商品やサービスを契約させられてしまいます。

事務所に呼び出すのは、高額な契約をさせるのが目的です。安易に呼び出しに応じないようにしましょう。アポイントメントセールスは禁止されています。



架空・不当請求

インターネットを検索中、無料のサイトを開いたのにいきなり契約成立となったり、突然メールやはがきで「利用料金が未納のものがある。至急支払うように」などと、心当たりのない請求が来ます。

相手は、あなたの名前や住所などの個人情報を入力しようとしています。問い合わせや抗議の連絡はせず、無視しましょう。万が一、裁判所からの通知があった場合は新宿消費生活センターへ相談してください。



区民の皆さんの暮らしに役立つ 新宿消費生活センター

◎消費生活相談

●19年度から相談時間を延長
消費生活専門相談員が、「契約や解約などの困り事」や「消費生活上の相談」について、問題解決のためのアドバイスをしています。ご自身で解決処理することが原則ですが、相談内容が複雑なものや、特殊な事情がある場合は、相談員が代わりに処理します。また、相談情報は国民生活センターや全国の消費生活センターと共有し、被害の回復や防止に努めています。
▶多重債務でお悩みの方へ…新宿消費生活センターでは多重債務の相談もお受けしています。お気軽にご相談ください。
【相談日時】月～金曜日(休日・祝日と12月29日～1月3日を除く)、電話相談…午前9時～午後5時、来所相談…午前9時～午後4時30分
【所在地】高田馬場4-10-2

【問合せ】新宿消費生活センター ☎(3365)6100 (月～金曜日(休日・祝日と12月29日～1月3日を除く) 午前9時～午後5時) へ。

【対象】区内在住・在勤・在学の方(事業者の契約等のトラブルは対象外です)

【費用】無料

【相談室専用電話】 ☎(3365)6000

◎消費生活相談員による出前講座

地域・学校・職場・消費者グループなどに講師を派遣します。「悪質商法の被害に遭わないためには、どうしたらいいのか?」などをテーマにした、講座・勉強会・研修にご利用ください。

◎消費者情報の提供

情報紙の発行、消費者講座の開催、会議室の貸し出しなどを行っています。

◎参考図書・ビデオの貸し出し

消費生活関連図書・ビデオの貸し出しを行っています。新作ビデオ(VHS・DVD)「悪質商法ネタばらし～若者を狙うだましの手口～」(出演・マギー審司)もご利用ください。

国民健康保険料納付書の取扱期限の誤りについておわびします

6月15日～29日にお送りした19年度国民健康保険料の納付書のコンビニエンスストアでの取扱期限を、2008年(平成20年)5月31日とすべくとを誤って、バーコード上、2007年(平成19年)6月30日と表示しました。このため、7月1日以降、コンビニエンスストアで保険料を納めることができなくなっています。口座振替の世帯を除く対象世帯の方へは、7月4日におわびと説明を送りましたが、7月19日(内)、正しい取扱期限を表示した納付書を送ります。この度は、区民の皆さんに大変ご迷惑をお掛けしましたことを、深くおわびいたします。今後、このようなことがないように、十分注意してまいります。

【問合せ】国保年金課国保収納係(本庁舎4階) ☎(5273)4158 へ。

新宿まち・人・しごと

今年も夏祭りの季節になりました。温帯モンスーンがもたらす湿った空気で日本の夏は蒸し暑くて大変ですが、夏祭りやお盆・帰省の記憶などにより、夏も愛すべき季節と感じているのは私一人ではないと思います。▼多くの人々に開放感と懐かしさを感じさせる夏祭り、薬王寺・柳町の七夕まつり、歌舞伎町の盆踊り、おとめ山公園のホタル観賞の夕べなどを楽しまれた方も多いことでしょう。今月末にかけては神楽坂のほおずき市(25日・26日)、阿波踊り(27日・28日)、新宿駅周辺の新宿エイサーまつり(28日)と熱気あふれる祭りが目白押しです。▼そうした中、7月15日に「歌舞伎町青空フェスタ」が仲間入りしました。コマ劇場前の歌舞伎町シネマティ広場近くに障害者やシニアの方が運営するコミュニティショップ第1号店、地方物産アンテナショップ「ふらっと新宿」のオープンを祝ってのもです。友好提携都市の伊那市をはじめ宮崎・山形・群馬など各地の物産パザールはもちろんなこと、ライブコンサートなども盛りだくさんです。▼新宿のまちで障害者やジョブサポートターとしてのシニアなどの皆さんが、それぞれの力を生かして運営する「ふらっと新宿」にぜひお立ち寄りください。地方と新宿を名産品でつなぎ、夏祭りと同様に懐かしさを運ぶことと思います。

区長 中山 弘子
なかやま ひろこ